# 都市計画市素案説明会

緑十日市場住宅団地地区地区計画の 都市計画変更について

> 平成28年1月12日 横 浜 市

- 1 地区の概要
- 2 十日市場におけるモデル事業の概要
- 3 都市計画市素案の概要
- 4 今後の都市計画手続

# 1 地区の概要

# 地区計画を変更する区域の位置

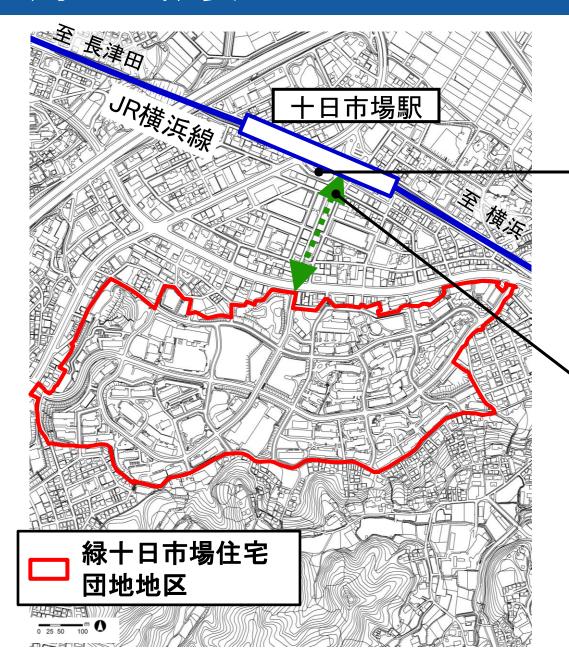


# 周辺の概要



### 周辺の概要





#### 十日市場南側 駅前広場



バスターミナルの奥に十日市場駅

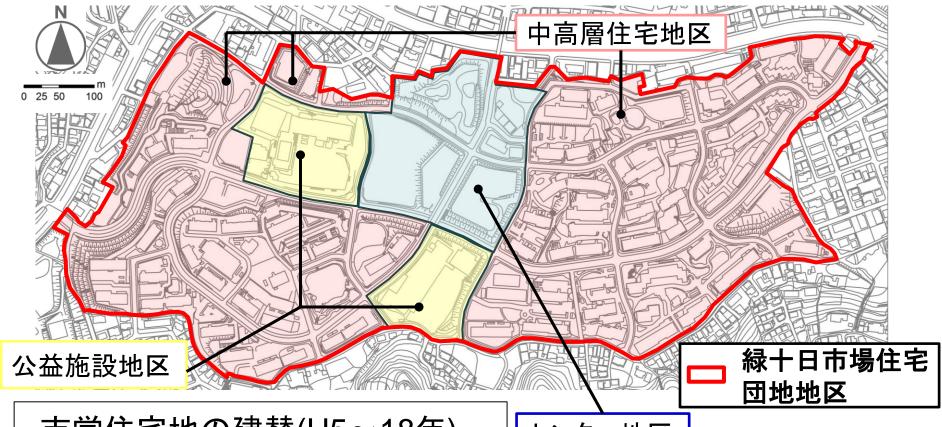
#### 駅前通り



十日市場駅からの歩行者専用道路



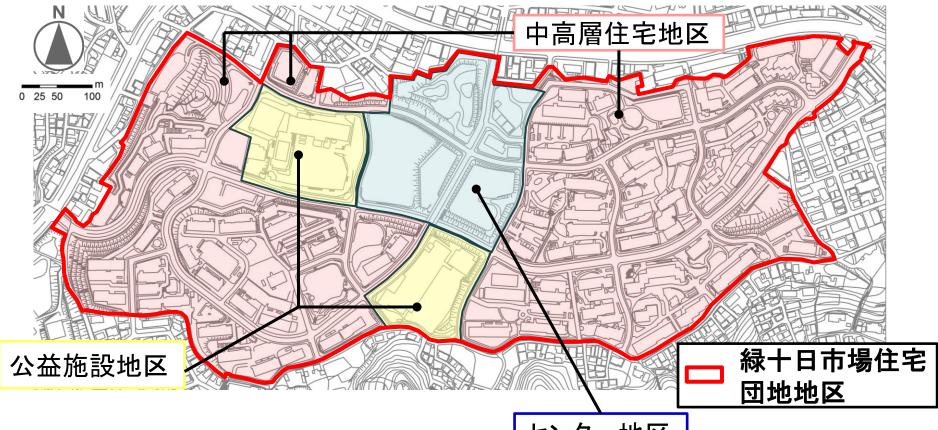
#### 当該区域の概要



- ・市営住宅地の建替(H5~18年)
- 平成7年に地区計画を策定
- 中高層住宅地区と公益施設地区 を整備
- •センター地区の大部分は未整備



### 当該区域の概要



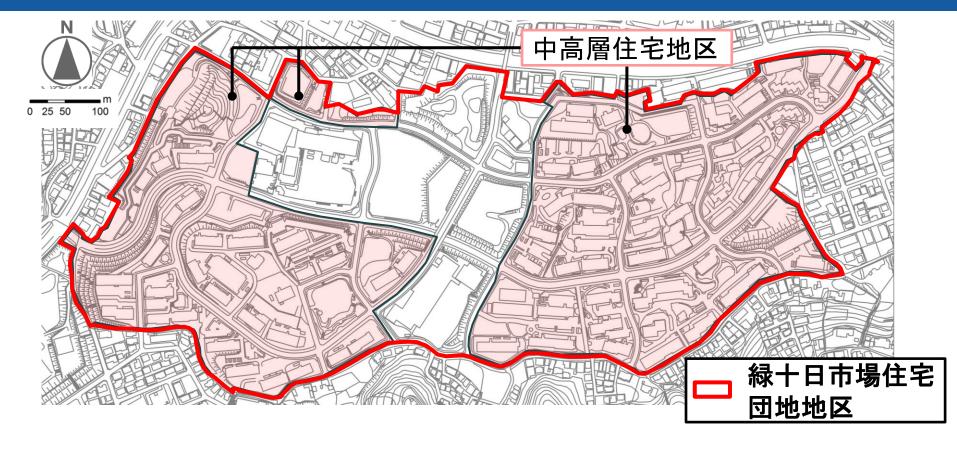
名称:緑十日市場住宅団地地区

位置:緑区霧が丘一丁目及び

十日市場町地内

面積:39.0ha

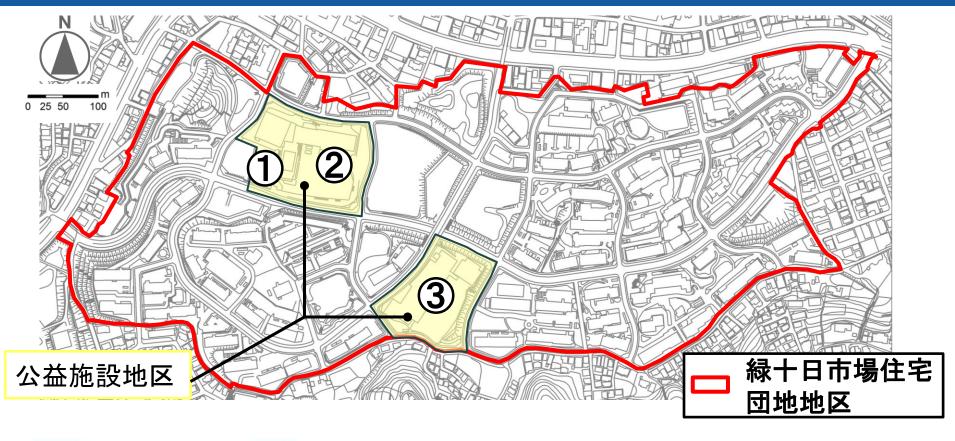




市営住宅とUR都市機構住宅 の複合的な整備



## 当該区域の状況





十日市場保育園



十日市場中学校



十日市場小学校

### 当該区域の状況





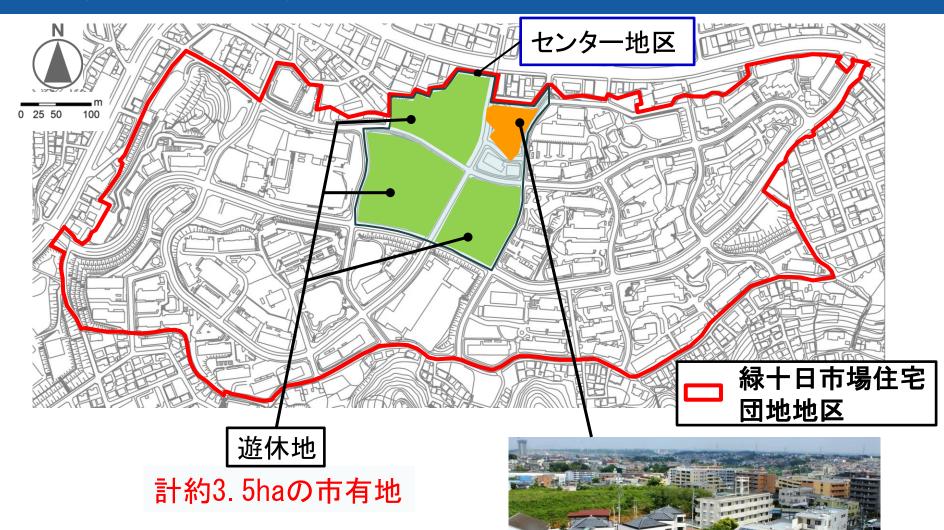




幹線道路

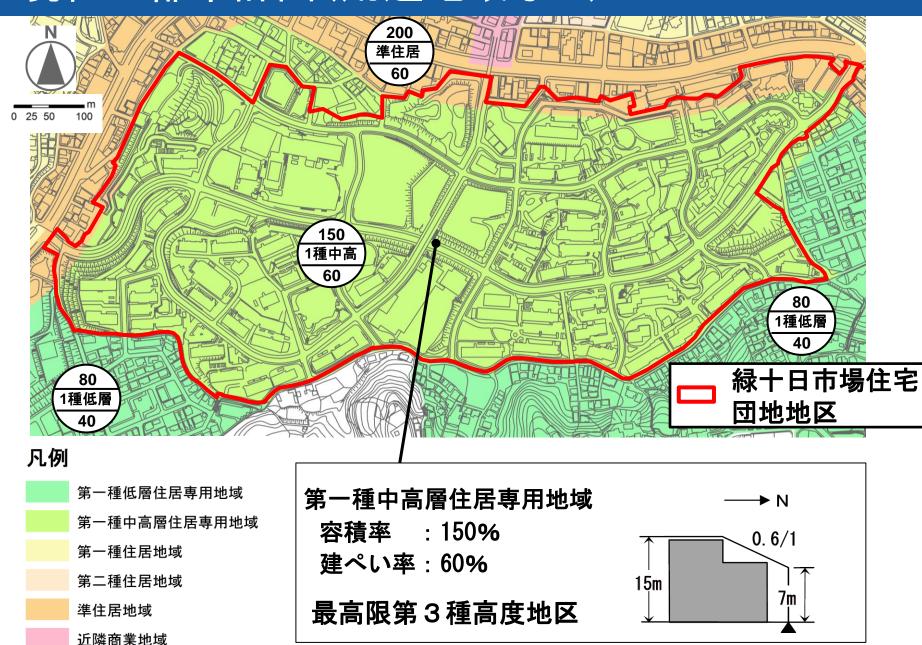
公園

### 当該区域の概要

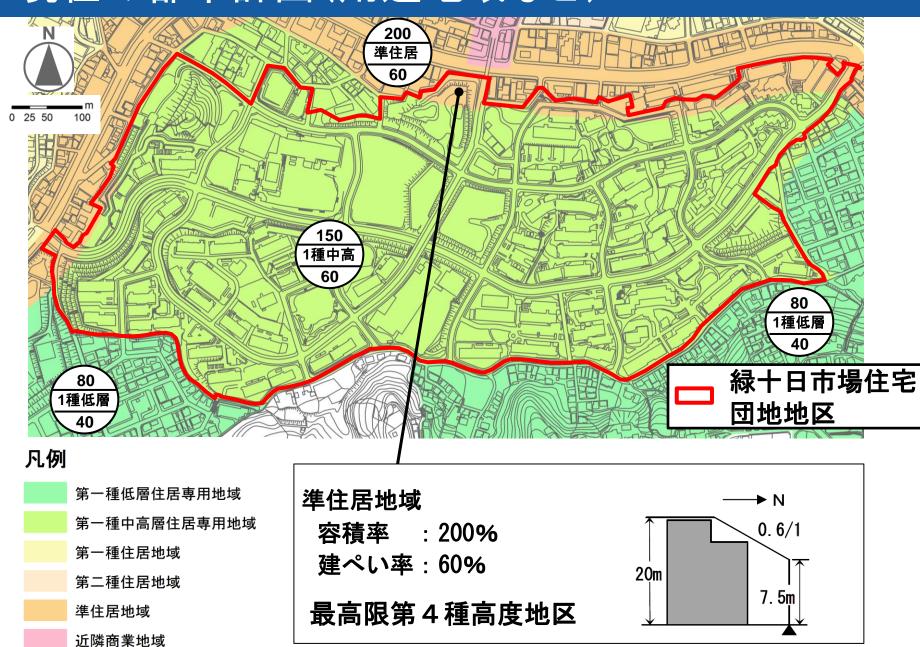


再生可能エネルギー等を 導入した環境配慮型住宅

#### 現在の都市計画(用途地域など)



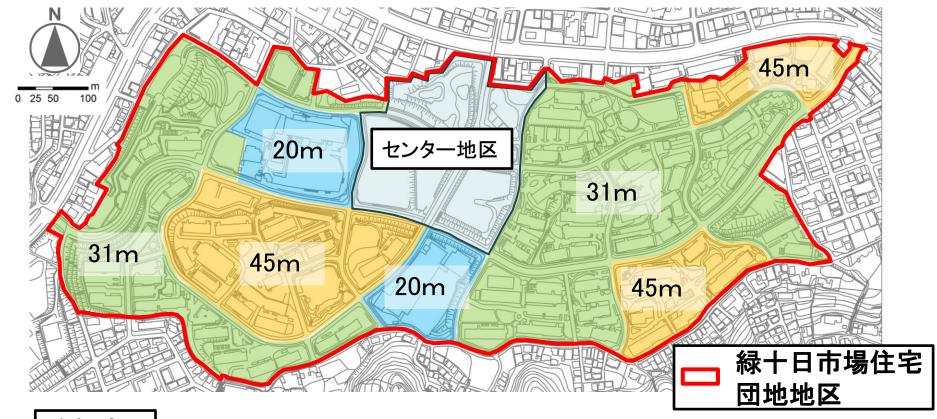
## 現在の都市計画(用途地域など)



# 現在の地区計画



#### 現在の地区計画(地区の区分と建物の最高高さ)



#### 建物高さ

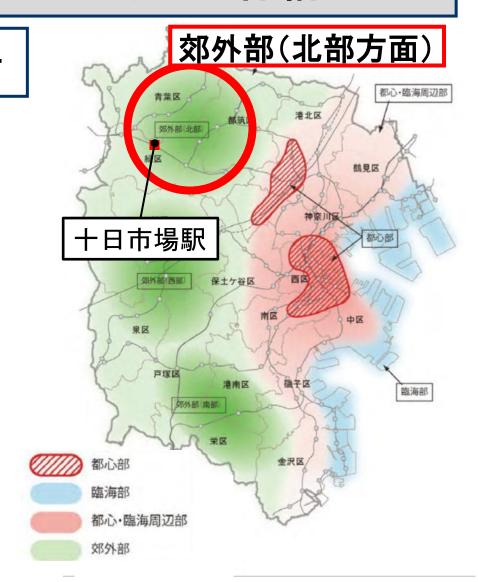
- •中高層住宅地区 45m
- ·中高層住宅地区 31m
- 公益施設地区 20m
- ※センター地区 ⇒現在、地区整備計画は定めていません。

#### 上位計画

# 横浜市都市計画マスタープラン全体構想

ゾーン別の土地利用の方針

計画的に面整備されてきた市街地では、これまで整備されてきた都市基盤を生かしつ、活力ある駅周辺形成に向けた土地利用の誘導、良好な住環境の維持等の取組を進めます。



### 上位計画

## 横浜市都市計画マスタープラン緑区プラン

#### 十日市場駅周辺のまちづくりの方針

土地の高度利用を図り、周辺の大規模な住宅団地等を 含めて超高齢化や環境に配慮した住宅地の整備を推進します。

多世代が住める住宅や再生可能エネルギー等を導入した 環境配慮型の住宅、また、地域住民が集う場の整備などを 検討します。さらに周辺の医療・福祉等との連携も視野に 入れ、持続可能な住宅地の構築を目指します。

#### 上位計画

## 横浜市都市計画マスタープラン緑区プラン

#### 緑と水のネットワーク方針

良好な環境の緑と水が連なり、 生物多様性が保全されるとともに、 その豊かな自然を楽しめるまち



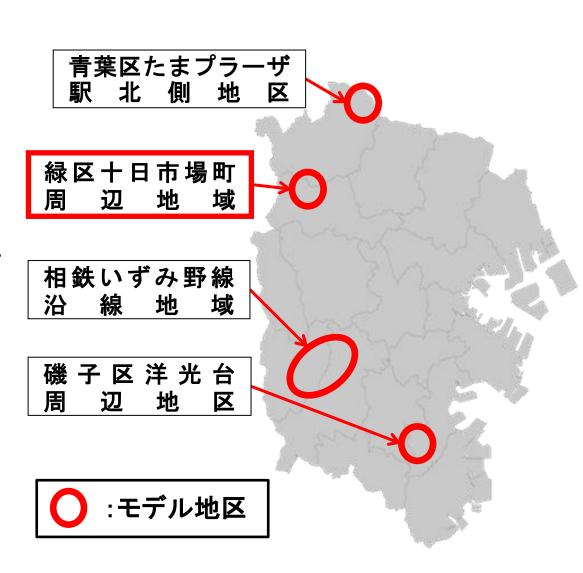
緑と水の回廊計画図(抜粋)

# 2 十日市場におけるモデル事業の概要

### 環境未来都市計画

持続可能な住宅地 モデルプロジェクト (平成24年~)

地域特性を踏まえて、 市民、企業、行政、大学、 等が連携しなり組みられる。 課題が安心している。 はけいである。 はけいである。 はけいである。 はたいではいいである。 はたいではいいである。 はたいではいいではいいではいいである。 はたいではいいである。

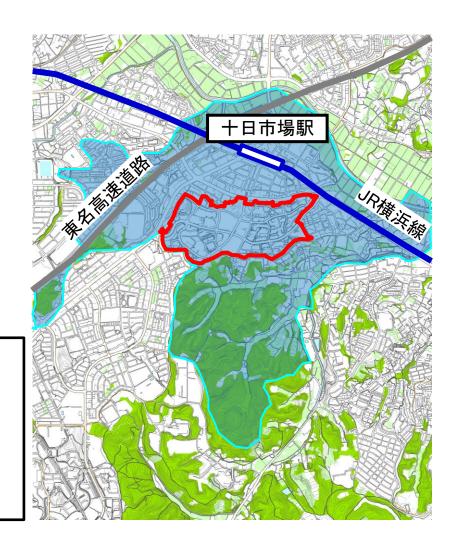


本地区とその周辺は、緑区十日市場町周辺地域として、 平成24年6月にモデル地区に 指定されました。

**录十日市場住宅団地地区** 

緑区十日市場町周辺地域

※新治西部地区連合自治会、十日市場 団地連合自治会の範囲です。



#### 地域の課題

#### 〇住民の高齢化

住民の高齢化により地域活力の 低下が懸念されるため、若い世代 を地域に呼び込む必要があります。

#### 〇生活を支える施設

十日市場駅周辺に施設が集積していますが、十日市場住宅団地地区内において、高齢者や子育て世代の暮らしを支える施設やサービスの提供等が必要

〇地域コミュニティ衰退の懸念



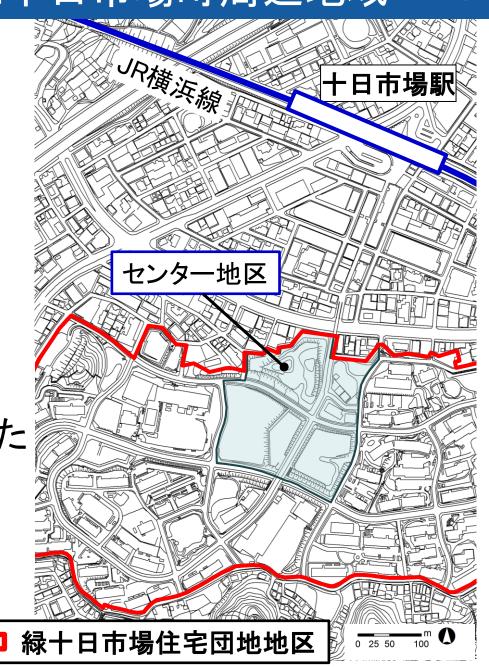
#### 地域の課題



解決

モデルプロジェクト

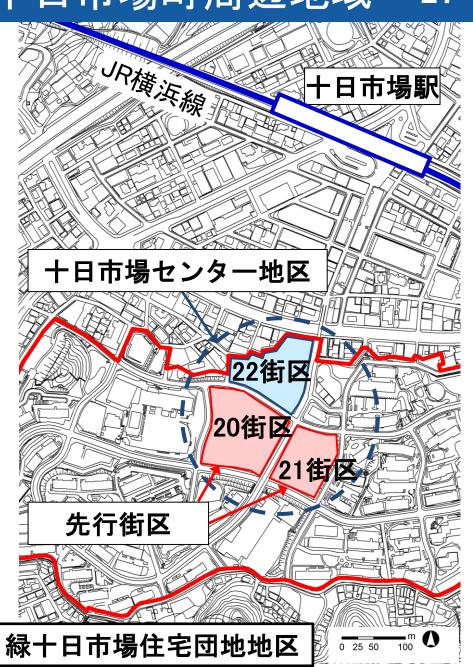
- 〇民間活力の導入
- 〇市有地であるセンター地区 の活用
- 〇「超高齢化や環境に配慮した 持続可能な住宅地」の実現



### モデルプロジェクトの概要

〇20,21街区先行して整備(平成31年竣工予定)

〇22街区先行街区の整備後に行う。20,21街区の状況等を踏まえ内容を検討する予定。



## 公募の内容

- ①十日市場センター地区(20・21・22街区)において 「持続可能な郊外住宅地モデル」を実現する マスタープランの提案
- ②先行街区(20・21街区)の建築計画・事業計画の 提案と実施
- ③周辺地域を含めた、住民・企業・行政等の協働の まちづくりへの参加と、事業の効果検証

民間活力の導入のため、①から③の提案を 民間企業に幅広く求めるような公募を行い、 昨年7月に事業者を選定



□ 緑十日市場住宅団地地区

## 選定した事業者が提案した施設構成

#### 【21街区】 サービス付高齢者向け住宅 高齢者向け優良賃貸住宅 賃貸住宅

【20街区】【21街区】低層部 保育所

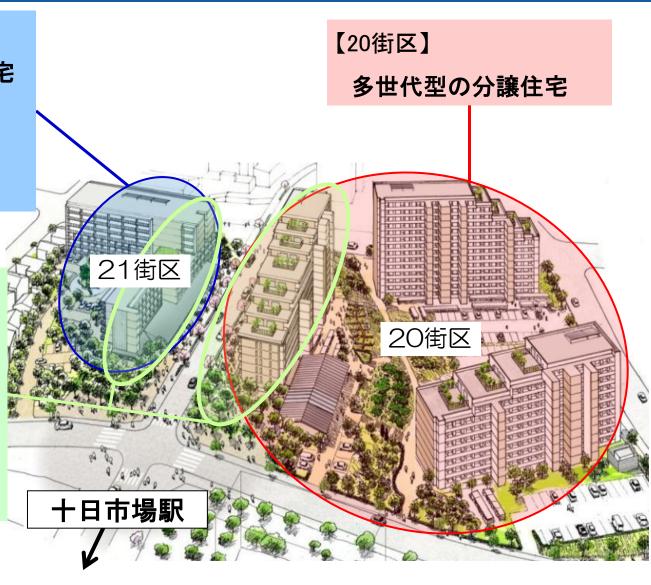
ミニスーパー

戸建て住宅

コミュニティ・スペース

コミュニティ・カフェ

デイサービス他



※提案された建築計画は、今後、内容を横浜市と事業者で協議上、変更する場合があります

### 選定した事業者の提案の特徴

- ①子育て・高齢者世帯などの多様な住まいと、 子育て・介護支援や買物などの生活サービス 施設の供給
- ②エネルギー、地域活動、魅力づくり、住替え など周辺地域も対象としたエリアマネジメント の実施
- ③20、21、22街区の3つの街区の中央に位置する 広場と、それを囲む生活サービス施設からなる 地域のシンボル大空間など、愛着の持てるまち の実現

# 3 変更する都市計画市素案の概要

# 地区計画とは・・・

地区の特性に応じて、建築物の用途、建ペい率、

容積率、高さなどの制限をきめ細かく定める

「地区レベルの都市計画」です

※定めたルールは、その地区の区域内のみ適用

#### 地区計画の構成

地区計画

#### 地区計画の目標

#### 区域の整備、開発及び 保全に関する方針

- 土地利用の方針
- ・地区施設の整備の方針
- 建築物等の整備の方針
- 緑化の方針

#### 地区整備計画

- 地区施設の配置及び規模 (主に地区内の利用者等のために 定める道路、公園、緑地、広場、 通路その他の空地)
- 建築物等に関する事項 (建築物の用途、敷地面積の最低 限度、壁面の位置、高さの最高限度、 形態意匠などに関する制限)

### 変更する主な項目

地区 計画

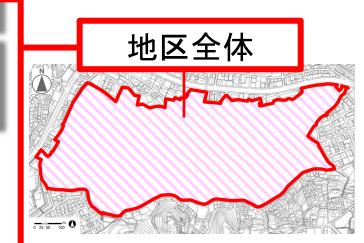
#### 地区計画の目標

区域の整備、開発及び 保全に関する方針

- 土地利用の方針
- 地区施設の整備の方針
- 建築物等の整備の方針
- ・緑化の方針

#### 地区整備計画

- 地区施設の配置及び規模 (主に地区内の利用者等のために 定める道路、公園、緑地、広場、 通路その他の空地)
- 建築物等に関する事項 (建築物の用途、敷地面積の最低 限度、壁面の位置、高さの最高限度、 形態意匠などに関する制限)



### 変更する主な項目

地区計画

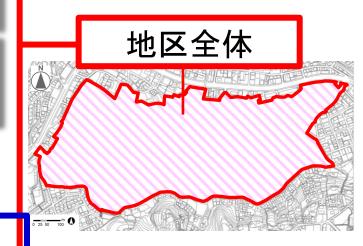
#### 地区計画の目標

区域の整備、開発及び 保全に関する方針

- 土地利用の方針
- 地区施設の整備の方針
- ・建築物等の整備の方針
- 緑化の方針

#### 地区整備計画

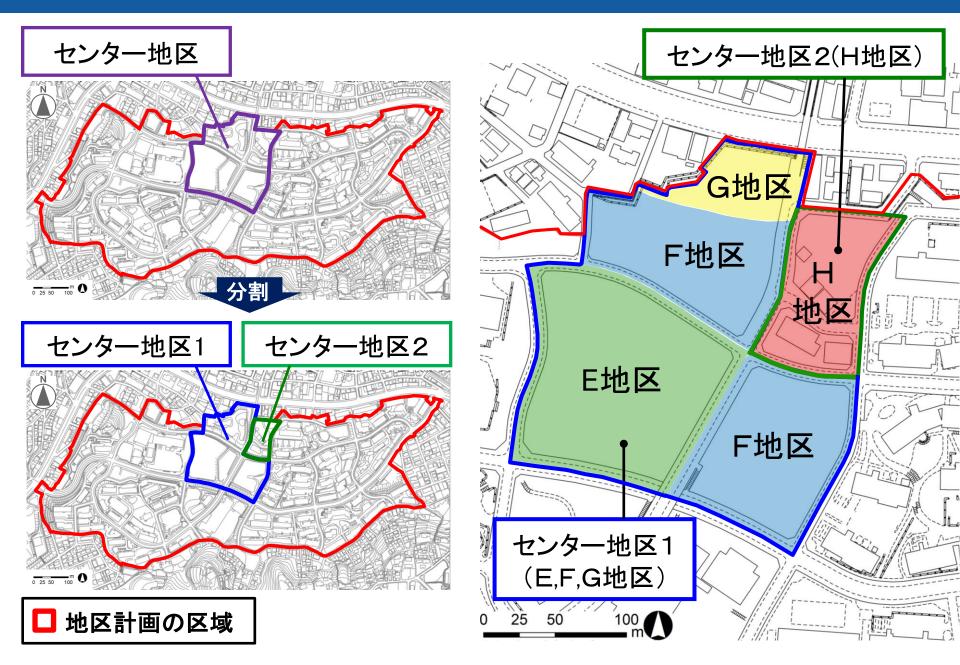
- 地区施設の配置及び規模 (主に地区内の利用者等のために 定める道路、公園、緑地、広場、 通路その他の空地)
- 建築物等に関する事項 (建築物の用途、敷地面積の最低 限度、壁面の位置、高さの最高限度、 形態意匠などに関する制限)





周辺地区の住環境に配慮した調和のとれた良好な街並みを整備し、多様な人々が住み続け、超高齢化や環境に配慮した持続可能な住宅地の形成を目標とする。

# 土地利用の方針(変更する地区の区分)



ア 多世代が住む住宅や 環境配慮型住宅等、多様 な住宅を有する中高層 住宅を主体とした良好な 住宅地を形成する。



イ 周辺の医療・福祉等と 連携した高齢者支援施設、 子育て支援施設及び日常 生活を支える店舗等の 生活利便施設等の立地 誘導を図る。



ウ 地域住民が集う場として広場及びコミュニティスペース等を整備する。

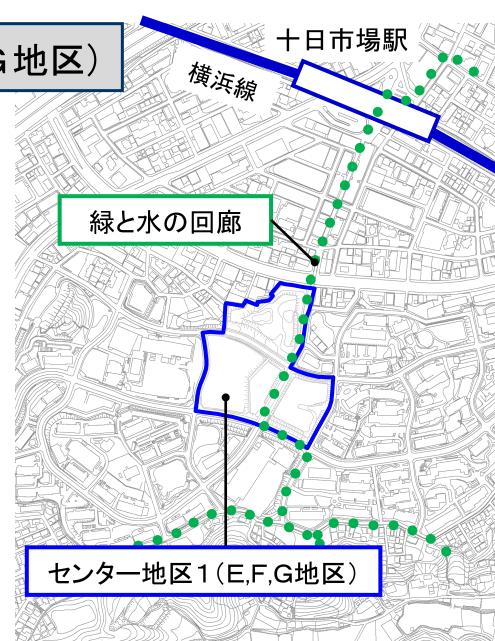


エ 敷地内に通り抜け通路 等を整備することにより 歩行者ネットワークの 充実を図る。



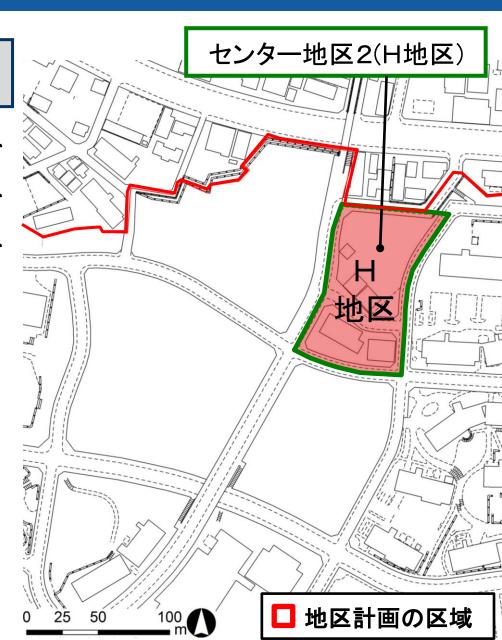
50 100

オ 十日市場駅と新治市民 の森を結ぶ緑と水の回廊 の形成に寄与する緑豊か で潤いのある歩行者空間 等を整備する。



### センター地区2(H地区)

再生可能エネルギー等を 導入した環境配慮型住宅を 主体とした良好な住宅地を 形成する。



センター地区1(E, F, G地区) センター地区1は、 センター地区中央の南北に 通る道路に沿って地域住民 F地区 が集う広場を配置し、 広場 にぎわいを形成する。 E地区 F地区 センター地区1 (E,F,G地区) 地区計画の区域

安全で緑豊かな歩行者 空間を確保するため、歩道 状空地、歩行者専用通路、 緑地、緑道及び緑地帯を 配置する。



再生可能エネルギー等を 導入した環境配慮型住宅等 の整備や、エネルギー マネジメントの導入により、 環境に配慮した持続可能な 住宅地の形成を図る。



## センター地区1(E地区)

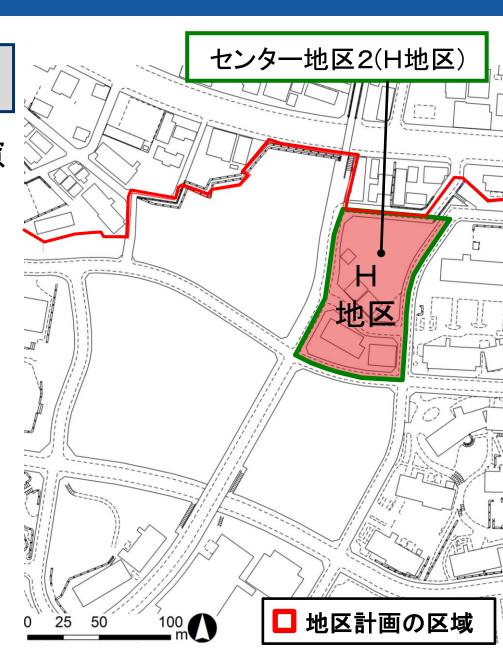
(1) E地区は、周辺の環境 に配慮しつつ、高度利用 を図り、良好な中高層 住宅地を形成する。





### センター地区2(H地区)

周辺地区の街並みに配慮 し、良好な住宅地を形成 する。



#### 地区全体

緑豊かで快適な居住環境や魅力的な都市景観を形成するため、積極的な緑化を推進する。

建築物と緑の調和を図る。また、多様な緑化により、 歩行者空間、広場など、居住者や地域住民の身近な 部分に、親しみやすく、憩いの場となる空間の形成を 図る。

視認性、公開性に配慮したまとまりのある緑豊かな空間の形成を図る。

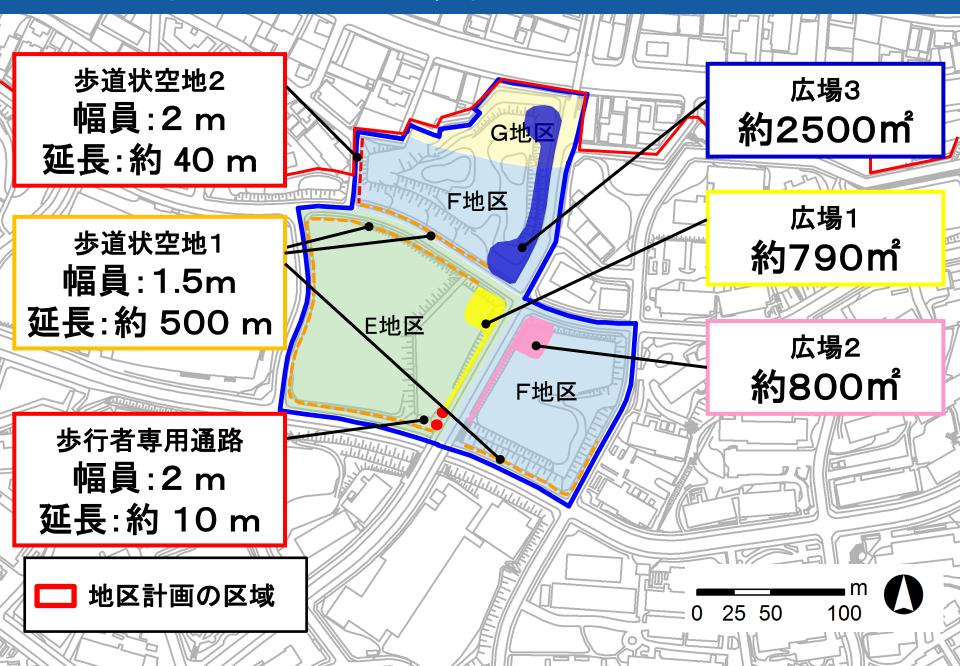
センター地区1は、緑を 楽しむ緑道等の歩行者空間 や地域住民等が活動・交流 する空間となる広場に、 シンボルとなる季節を 感じる樹木等を植栽する。



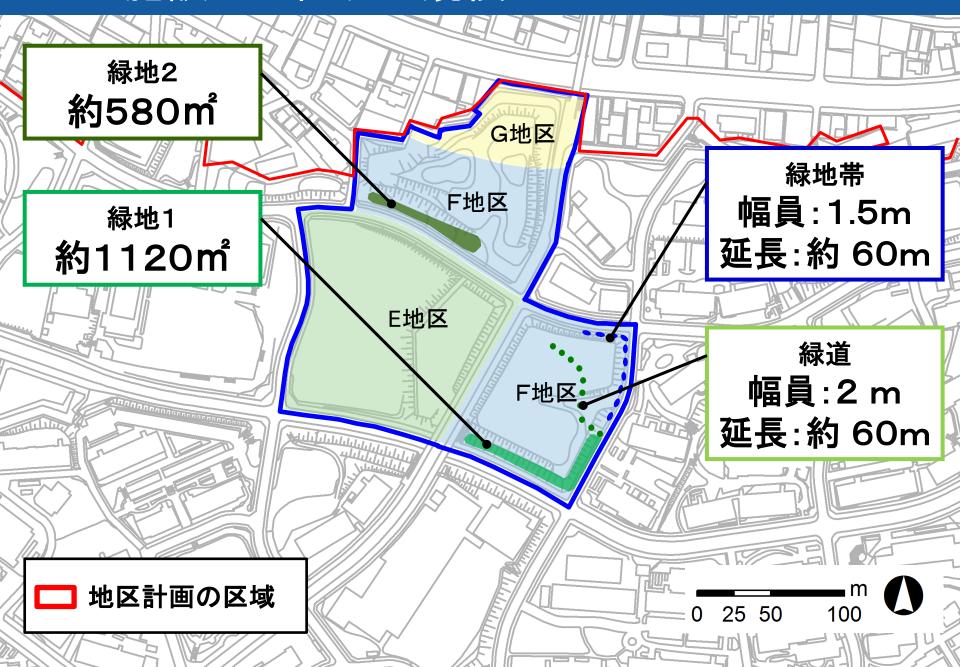
また、良好な生物生息空間である新治市民の森 方面へと連続する緑と水の回廊を形成する緑豊かな 回廊を創出するとともにより 空間を緑で彩ることにより 街並みに自然が感じられる 潤いのある空間を創出する。



# 地区施設の配置及び規模



# 地区施設の配置及び規模



センター地区1(E,F地区)

良好な中高層住宅地の 形成に必要な建築物の用途 を可能とするため、地区 計画で建築物の用途の制限 は定めない。



## センター地区1(G地区)

良好な中高層住宅地の形成に必要な、建築物の用途を可能とするため、 次の建築物の用途を建築できることとします。



### センター地区1(G地区)

※センター地区 2 (H地区) は定めません

- 住宅、兼用住宅
- 共同住宅、寄宿舎、下宿
- 学校、図書館等
- 神社、寺院、教会等
- ・老人ホーム、保育所、 福祉ホーム等
- 公衆浴場(一部例外あり)
- 診療所、病院

- 巡查派出所、公衆電話所等
- ・老人福祉センター、 児童厚生施設等
- ▪店舗、飲食店等※2
- ・公益上必要な建築物
- ホテル、旅館※2
- ▶事務所※2

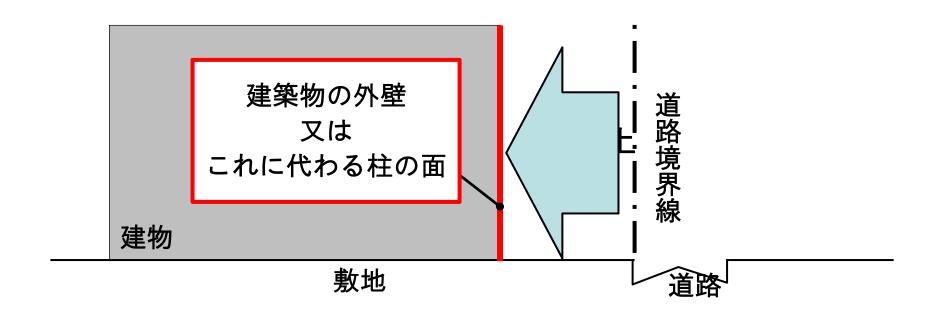
150m<sup>2</sup>

(公益上必要な建築物の 敷地を除く。)



※センター地区 2 (H地区) は定めません

建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は、3m以上とする。(緩和規定あり)



15m

【建築物の敷地面積が 2,000㎡以上である場合】

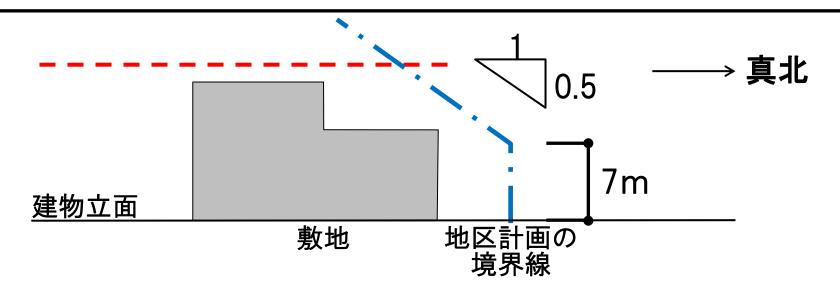
E地区	F地区	G地区
45m	31m	



※センター地区 2 (H地区) は定めません

【建築物の各部分から真北方向にある地区計画の境界線 の北側が第一種中高層住居専用地域である場合】

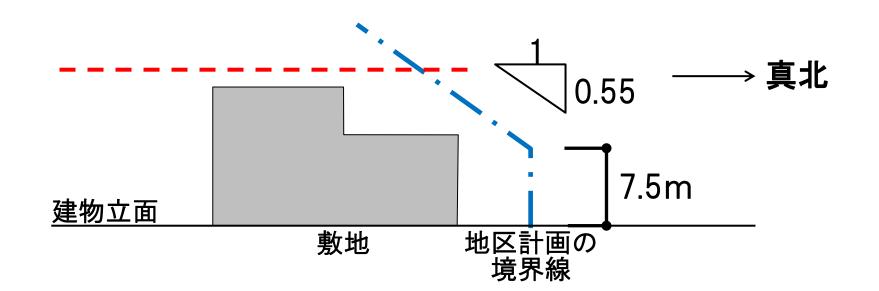
建築物の各部分の高さは当該建築物の各部分から当該 境界線までの真北方向の水平距離に0.5を乗じて得た ものに7mを加えたもの以下としなければならない。



※センター地区 2 (H地区) は定めません

#### 【前号に該当しない場合】

建築物の各部分の高さは当該建築物の各部分から当該 境界線までの真北方向の水平距離に0.55を乗じて得た ものに7.5mを加えたもの以下としなければならない。

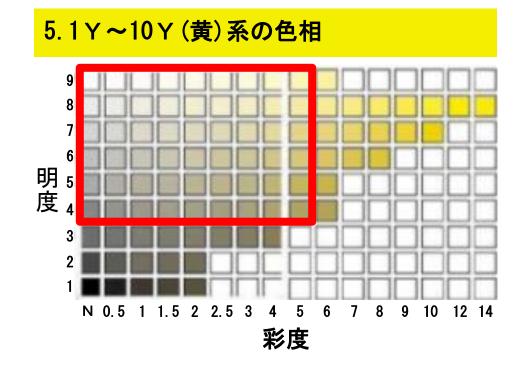


1 建築物の形態意匠は、 周辺環境を考慮し、区域 全体として調和のとれた ものとするため、次に 掲げる事項に適合するもの とすること。

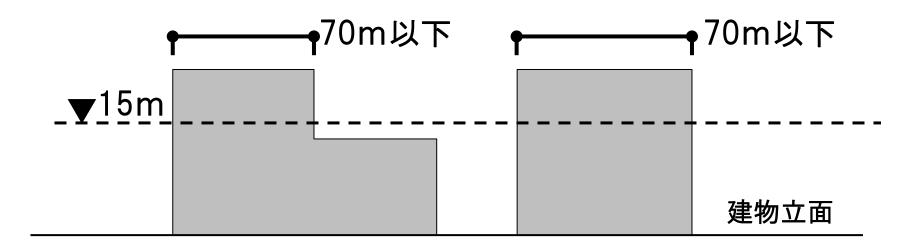


(例)

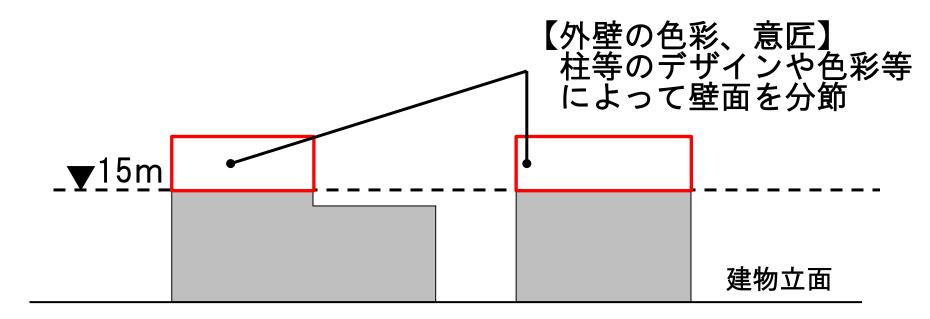
(1)【高さが15mを超える建築物の部分の色彩】 マンセル表色系で明度4以上かつ彩度5以下を基調と すること。



(2)【高さが15mを超える建築物の部分】 当該部分の水平方向の長さを70m以下とすること。

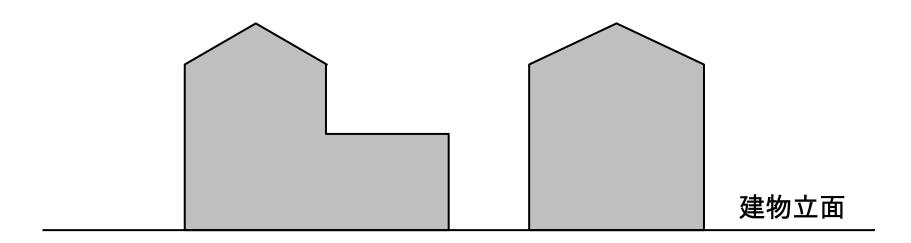


(3)【高さが15mを超える建築物の外壁の色彩及び意匠】 柱等のデザインや色彩等によって壁面を分節する形態 意匠とすること。

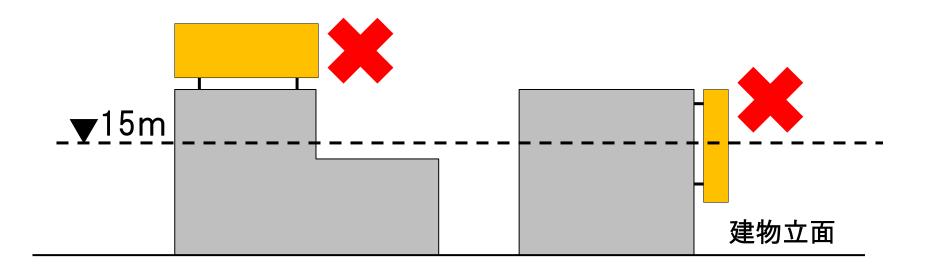


#### 2【建築物の屋根】

勾配屋根とする等、地区内の街並みと調和のとれたものとすること。



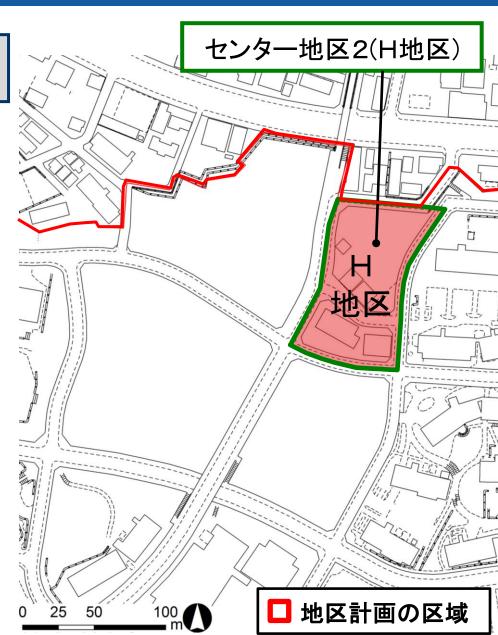
3【建築物に設置する屋外広告物】 高さが15mを超える部分には設けないこと。 (一部除外あり)



## 建築物等の形態又は意匠の制限

### センター地区2(H地区)

- 1 建築物の外壁の色彩 及び形態意匠は、街並み に落ち着きを与え、周辺 の街並みと調和したもの とする。
- 2 広告物及び看板の色彩 及び形状は、街並みの 景観に配慮したものと する。



※センター地区2(H地区)

【E地区】

25%

【F,G地区】

建築物の敷地面積が

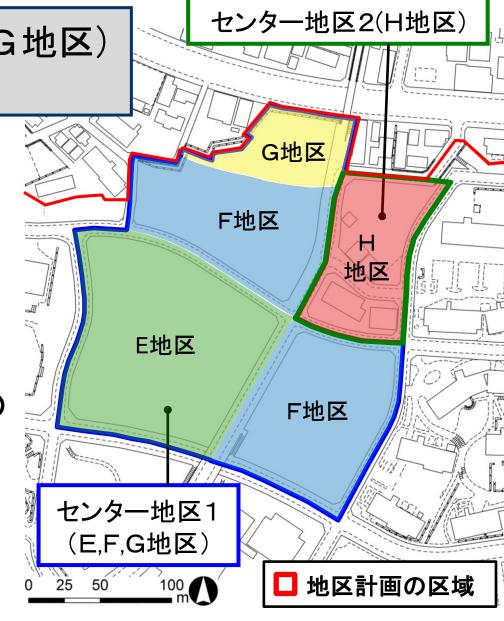
200㎡未満:20%

200㎡以上: 25%



センター地区 1 (E, F, G地区) センター地区 2 (H地区)

垣又はさくの設置は、 管理上必要最小限の範囲 とし、生け垣、フェンス その他これらに類する 開放性のあるもので美観 を損ねるおそれがないもの とする。



4 今後の都市計画手続

#### 都市計画手続について

都市 都市 平 成 計 計 28 画 画市素案説 市 年 素案 月 の 縦覧 明 会 本日 2 月 29 週 間  $\Box$ 

公 聴 会 公述申出 平成 28 が あ 年 2 月 合 日

開 催

2

週間】 基 都市計 画原案の 縦覧

条

例

縦覧 都 計 画 週間 法

基づ

都市計画案

 $\dot{0}$ 

横浜市都市計画審議会 都市計画変更告示

意見書受付 【3週間】

意見書受付 【2週間】

公述申出受付 【2週間】

◆都市計画市素案の縦覧

期 間 平成28年1月15日(金)~1月29日(金) (土・日を除く午前8時45分~午後5時15分) 場 所 横浜市建築局都市計画課

- ※緑区役所区政推進課で「都市計画市素案の写し」を閲覧できます。 (受付時間 午前8時45分から午後5時まで)
- ※都市計画課ホームページで、「都市計画市素案の概要」をご覧になれます。
- ◆公聴会(※公述の申出があった場合に開催します。)

日 時 平成28年2月17日(水) 午後7時開始 場 所 十日市場地区センター2階 中会議室

#### ◆公述の申出

#### 関係住民及び利害関係人は、公述の申出ができます。

申 出 期 間 平成28年1月15日(金)~1月29日(金)

( ※ 期 間 必 着 ) | (土·日を除く午前8時45分~午後5時15分)

申 出 方 法

- 書面(郵送又は持参)指定の公述申出書(都市計画課窓口やホームページ等で入手可)に記入の上、建築局都市計画課へ【1月29日(金)必着】
- ・電子申請 都市計画課ホームページから手続可能 【1月29日(金)午後5時15分まで】
  - ※メンテナンス時間中(不定期)は、利用不可

申出多数の場合 10名を超える場合、抽選を行います。

※公聴会の開催の有無については、2月2日(火)以降に 都市計画課ホームページ又は都市計画課までお電話でご確認ください。

### お問合せ先

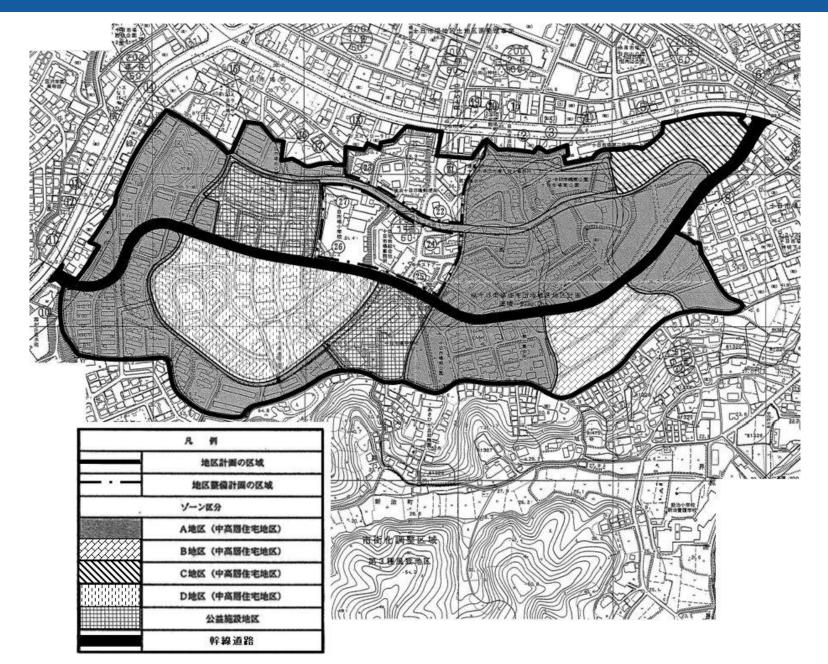
◇ 地区計画の内容について

横浜市 建築局 住宅再生課 (中区相生町3-56-1 JNビル4階) TEL:045-671-4083

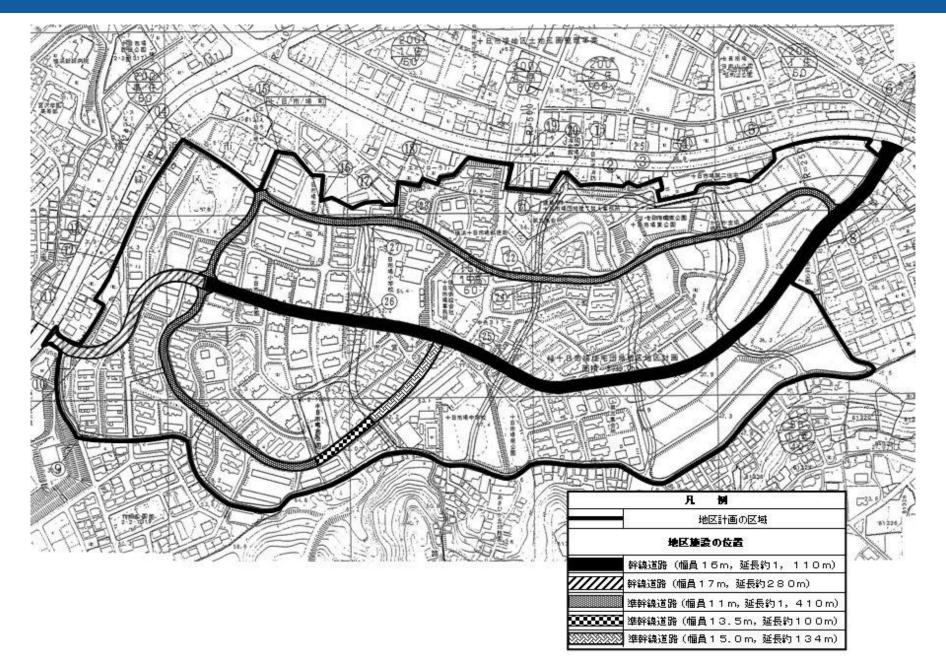
◇ 都市計画手続について

横浜市 建築局 都市計画課 (中区相生町3-56-1 JNビル14階) TEL:045-671-2657 ご清聴ありがとうございました。

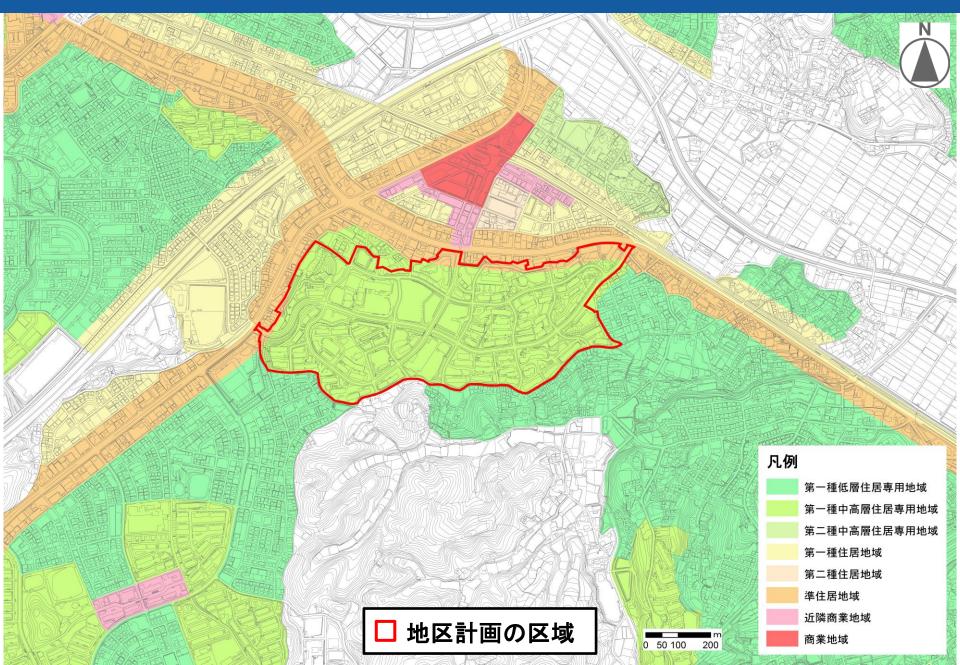
### 現在の地区計画(地区の区分)



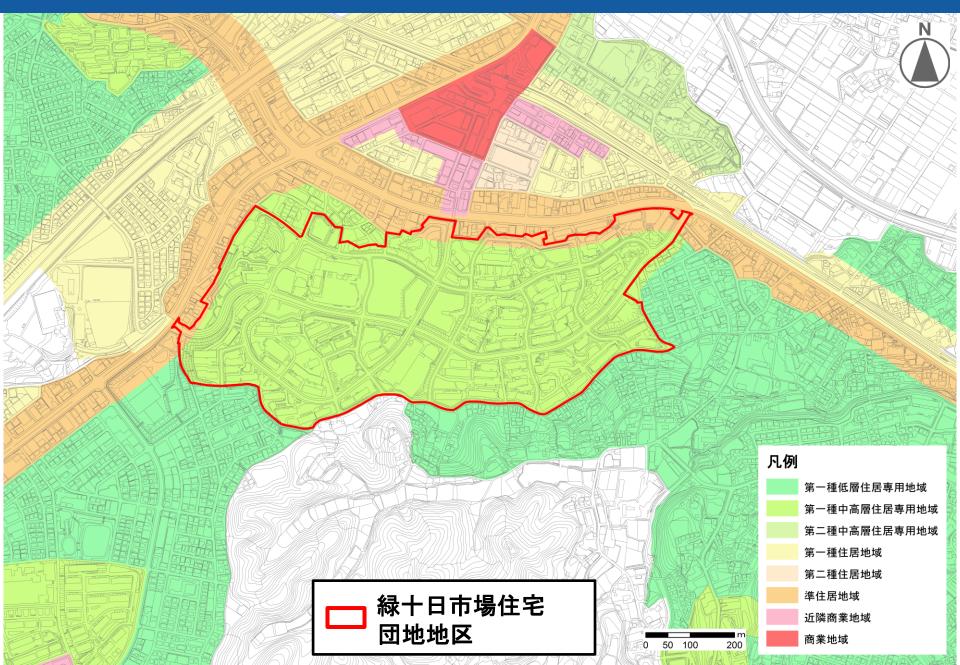
## 現在の地区計画(地区施設)



# 現在の用途地域



## 現在の用途地域



# 現在の高度地区

